

基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況の概要(2017年度末)

バリアフリー法に基づく基本方針に定められた整備目標達成に向け、移動等円滑化を推進。

		2017年度末 (現状)	2020年度末までの目標(令和2年度末)
鉄軌道	鉄軌道駅※1	89%	○3,000人以上を原則100% ○この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化
	ホームドア・可動式ホーム柵	73路線 725駅	車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進 ※交通政策基本計画において2020年度までに約800駅の整備を行う
	鉄軌道車両	71%	約70%
バス	バスターミナル※1	94%	○3,000人以上を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	乗合バス車両	ノステップバス 6%	約70%(対象から適用除外認定車両(高速バス等)を除外) 約25%(リフト付バス又はスロープ付きバス。適用除外認定車両(高速バス等)を対象)
	貸切バス車両	1,699台	約2,100台
船舶	旅客船ターミナル※1	100%	○3,000人以上を原則100% ○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	旅客船(旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。)	44%	○約50% ○5,000人以上のターミナルに就航する船舶は原則100% ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
航空	航空旅客ターミナル※1	89%	○3,000人以上を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	航空機	98%	原則100%
タクシー	福祉タクシー車両	20,113台	約44,000台
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	89%	原則100%
都市公園	移動等円滑化園路	51%※2	約60%
	駐車場	47%※2	約60%
	便所	35%※2	約45%
路外駐車場	特定路外駐車場	63%	約70%
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物のストック	59%	約60%
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	99%	原則100%

※1 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 2016年度末の数値